

事 務 連 絡  
平成 31 年 3 月 4 日

保険医療機関・保険薬局 開設者 様

東北厚生局医療課長

平成 30 年度診療(調剤)報酬改定において経過措置を  
設けた施設基準の取扱い等について

社会保険医療行政の推進につきましては、平素から格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、基本診療料及び特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続き等については、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(平成30年3月5日保医発0305第2号)及び「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(平成30年3月5日保医発0305第3号)等により示されているところです。

平成 31 年 4 月 1 日以降も引き続き当該診療(調剤)報酬を算定する場合に届出が必要なものについては別添のとおりとなっておりますので、届出が必要とされているものの取扱いについて遺漏なきようご対応をお願いいたします。

また、平成31年4月1日以降において経過措置に係る施設基準を満たしていない場合は、平成31年4月1日から当該診療(調剤)報酬を算定できないものであり、その場合は、保険医療機関・保険薬局の開設者は遅滞なく変更・辞退の届出等を行うようお願いいたします。

併せて、平成31年4月9日までに届出書の提出があり、同月末日までに要件審査を終え届出の受理が行われたものについては、同月1日に遡って算定することができるものとなっております。

なお、既に当該施設基準について経過措置に係る要件を満たす届出をされている保険医療機関・保険薬局につきましては、再度の届出は不要です。

上記内容及び提出書類につきましては、東北厚生局ホームページに掲載の通知等を参考とし、出し直しが必要な施設基準については必要事項を記入の上、平成 31 年 4 月 9 日(火)「必着」まで提出願います。

### 1. 届出様式のダウンロードについて

- 届出様式は、東北厚生局ホームページよりダウンロードすることができます。  
東北厚生局ホームページのトップ(<http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tohoku/index.html>)より、重要なお知らせ欄にある〔平成 30 年度診療（調剤）報酬改定に関する経過措置について〕をクリックして様式等が掲載されている画面にお進みください。
- 東北厚生局ホームページには別添に記載した施設基準以外の平成 31 年 4 月 1 日以降も算定する場合、当該施設基準を算定するにあたって注意が必要な施設基準等も掲載しておりますのでご参照ください。

### 2. 届出の提出・お問い合わせ

- 届出の提出は、郵送でお願いいたします。
- 届出の提出先及び疑義事項の照会先は、次のとおり保険医療機関等を管轄する東北厚生局事務所（宮城県においては指導監査課）となります。

照会・報告書提出先	青森事務所	〒030-0801 青森市新町 2-4-25 青森合同庁舎 6 階	TEL 017-724-9200
	岩手事務所	〒020-0024 盛岡市菜園 1-12-18 盛岡菜園センタービル 2 階	TEL 019-907-9070
	指導監査課	〒980-8426 仙台市青葉区花京院 1-1-20 花京院スクエア 21 階	TEL 022-206-5217
	秋田事務所	〒010-0951 秋田市山王 7-1-4 秋田第二合同庁舎 4 階	TEL 018-800-7080
	山形事務所	〒990-0039 山形市香澄町 2-2-36 山形センタービル 6 階	TEL 023-609-0140
	福島事務所	〒960-8021 福島市霞町 1-46 福島合同庁舎 4 階	TEL 024-503-5030

### 3. 提出期限

- 提出期限 平成 31 年 4 月 9 日（火）  
提出期限に遅れますと、当該施設基準の診療（調剤）報酬につきまして当月分は算定できなくなりますのでご注意ください。